平成２２年（フ）第３４０３号
大阪市平野区瓜破東２丁目11番12―405号
債務者　中尾　友香
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４７５号
大阪市東淀川区瑞光５丁目１番11―202号
債務者　三ツ石晴重
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４８７号
大阪府東大阪市若江北町１丁目11番11号
債務者　足立　泰紀
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６８６号
大阪市東淀川区豊里２丁目11番62号
債務者　後藤都嗣香
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７２６号
大阪府高槻市西冠３丁目39番７号
債務者　岩本さなみ（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７３３号
大阪府茨木市東宮町４番２号
債務者　亀田　卓児
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４００２号
大阪府大東市中楠の里町10番22号ルネエスタトーレ507号
債務者　鉄田　利香
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０１８号
大阪府門真市五月田町25番７号
債務者　林　　美鈴（旧姓大坂）
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２１１号
大阪府大東市氷野３丁目６番15号
債務者　水口　裕文
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３３７号
大阪府吹田市泉町４丁目32番29号
債務者　寺田　知弘
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４３２号
大阪府豊中市曽根東町６丁目４番26号
債務者　中本冨士夫
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４９４号
大阪市住之江区西住之江２丁目２番10号　第３盛運マンション１－Ａ、住民票上の住所大阪市住之江区北島２丁目４番38号
債務者　稲葉　幸夫
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５０１号
大阪市鶴見区横堤２丁目５番24号
債務者　中野　茂美
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５２５号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　北埜　　実
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５３７号
大阪市住吉区長居東１丁目７番25号　シーズ長居公園401号
債務者　澤井　豊子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６２８号
大阪府八尾市跡部北の町２丁目１番32号　モリタハイツ303号
債務者　石川　伯之
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６３２号
大阪市住吉区長居西３丁目３番９号　長居ハイツ205号
債務者　加茂美代子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１号
北海道北見市美芳町４丁目５番13号　青空美芳ききょう２Ｆ204号
債務者　鈴木　春美
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係